【参考資料】

１７協二第１５９号
平成１８年１月６日

浄化槽保守点検業登録業者　各位

東京二十三区清掃協議会会長　髙橋　久二
（公印省略）

浄化槽保守点検業登録制度の廃止について（お知らせ）

日頃より、東京２３区の浄化槽行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、浄化槽保守点検業の登録制度は、浄化槽法に基づき 23 区の条例により設けられています。

しかし、２３区においては、下水道普及率は概成１００％であり、浄化槽の設置基数は年々減少傾向にあります。このようなことから、登録制度を設けた初期の役割を概ね終えたものと考え、平成 17 年度末をもって保守点検登録制度を廃止することといたします。

浄化槽の保守点検は、浄化槽管理者の責務でありますが、平成１８年度以降も浄化槽管理士を擁する貴社に保守点検を委託する場合があるものと思われます。今後、浄化槽管理者より区役所へ保守点検実施についての相談等があった場合は、「社団法人東京都生活水環境システム協会」を案内させていただきます。

引き続き、適正に保守点検を実施していただけますよう、お願い申し上げます。

なお、登録制度廃止に伴い貴社に特段の手続きをお願いするものではありません。

（平成１７年度中の保守点検登録についての問い合わせ）
東京二十三区清掃協議会　調整第二課　許可登録係
東京都千代田区飯田橋３－５－１
東京区政会館１２階
電　話（０３）××××－××××
ＦＡＸ（０３）××××－××××

（平成１８年４月以降の取扱いの問い合わせ）
各区役所　清掃主管課へ

（参考資料裏面）

浄化槽保守点検業登録制度廃止に伴う今後の役割分担（概要）

<table>
<tr><th></th><th>現行</th><th>平成１８年４月以降</th></tr>
<tr><td>浄化槽
管理者</td><td>浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び清掃をしなければならない。
（浄化槽法第１０条第１項）

浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を登録制度が設けられている場合は当該登録を受けた者に、登録制度が無い場合は浄化槽管理士に委託することができる。
（浄化槽法第１０条第３項）</td><td>保守点検、清掃の義務は変りません。
保守点検を委託する場合、「登録業者」ではなく、浄化槽管理士へ委託をすることになります。</td></tr>
<tr><td>保守点検業者</td><td>各区条例に基づき、保守点検を営もうとする者は、登録を受けなければならない。</td><td rowspan="2">保守点検登録制度は廃止します。
しかし、区は浄化槽法に基づき浄化槽管理士が適正に保守点検を行うかどうかを引き続き監視します。
（浄化槽法第１２条）</td></tr>
<tr><td>区</td><td>各区は、条例により、保守点検業者の申請を審査し、基準に適合する場合には、保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</td></tr>
</table>